

# 質問票

・質問は事前制となります。質問を希望する場合は、以下に記載のうえ、実施日の1週間前までに地域医療課へ送付してください。

## ＜ご質問にあたっての注意事項＞

- ・時間の関係上、全てのご質問にお答えできない可能性がありますので、ご了承ください。
- ・個人的な相談の内容(病状など)はお受けできません。なお、質問は一般的な在宅療養に関すること、ACP(もしものときのために、医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと)に関するものとさせていただきます。

## 《質問内容》

※下記に箇条書きで記載ください。